

会 議 録

会議の名称		平成30年度第1回守谷市文化会館運営審議会		
開催日時		平成30年6月18日(月) 開会：14時00分 閉会：15時30分		
開催場所		守谷市文化会館 会議室		
事務局(担当課)		生活経済部 市民協働推進課 文化会館		
出席者	委員	鈴木会長，高梨副会長，砂川委員，田中委員，山口委員， 松本(実)委員，松本(時)委員，小西委員，喜多委員，藤門委員， 岩田委員 計11名(欠席3名：中田委員，辺見委員，山崎委員)		
	事務局	松丸市長，染谷人権推進室長，中村館長，中尾係長 計4名		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1 開会 2 会長あいさつ 3 市長あいさつ 4 議題 (1) 副会長の選出について (2) 報告事項 第1号 平成29年度事業報告について (3) 協議事項 第1号 平成30年度事業内容について 第2号 平成31年度事業計画(案)について (4) その他 5 閉会		
確定年月日		会議録署名		
平成30年10月3日		鈴木 康男		

審 議 経 過

1 開会（事務局）

【事務局から委員出席状況などを報告】

本会議の委員総数は14名で本日出席委員数は11名、半数以上の委員の方が出席しているので、守谷市文化会館運営審議会規則第7条第2項の規定により、本日の会議は成立している旨を報告。

また、「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき公開とする旨の報告、傍聴者なしを報告。

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

（市長公務のため退席）

【議事に入る前に事務局から協議事項を説明】

事務局： 本年第1回目となる審議会ですので、会議録の発言者記載についてご協議いただきたいと思います。「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」におきまして、会議録の作成および公表につきましては「発言者の氏名は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときはこの限りではない。」と規定されております。本日の会議録につきまして、発言者の氏名の記載の是非につきまして、ご協議をいただきたいと思います。なお、これまでの会議では発言者の承認を受けて記載しておりました。それでは会長お願いします。

会 長： それでは、本日の会議録について、発言者の氏名記載の是非について、どうするかご意見をお願いします。

会 長： 特にご意見がなければ発言者の氏名を記載することでよろしいですか。

委員一同： 承認します。

会 長： それでは、本日の会議録については、発言者の氏名を記載することに決定します。

4 議題

（1）副会長の選出について

会 長： それでは、議題（1）副会長の選出について事務局から説明願います。

事務局： 本年3月、副会長職である長谷川信市委員が、議会選出委員の改選に伴い退任となりました。現在、副会長職が不在となっております。

なお、副会長の選出方法は、守谷市文化会館運営審議会規則第6条第2項の規定により、「委員の互選とする」となっております。

会 長： 委員の互選ということで、皆さんの意見を伺います。

藤門委員： 決め方は立候補ということですか。

会 長： まずは立候補者がいれば、その中から選任していきます。

藤門委員： 立候補者がいなければ、事務局提案ということですか。

会 長： はい。委員の皆さんそういうことでよろしいですか。

会 長： 委員の立候補や互選が無いようですので、事務局から提案があればお願いいたします。

事務局： 過去の選出方法は、学識経験者として議会選出委員から選出した経緯があります。高梨委員と砂川委員の二人を推薦します。

会 長： 砂川委員と高梨委員のお二人が議会選出委員ですが、いかがでしょう。

砂川委員： 私は高梨委員を推薦いたします。

会 長： 高梨委員を推薦する意見がありました。皆さんいかがでしょうか。

委員一同： 承認します。

会 長： それでは、高梨委員に副会長をお願いいたします。

高梨副会長は、席を移動していただき、ご挨拶をお願いいたします。

副会長： 副会長あいさつ

会 長： ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

(2) 報告事項 第1号平成29年度事業報告について

会 長： それでは、議題(2)報告事項 第1号平成29年度事業報告について事務局から説明願います。

事務局： 報告事項 第1号平成29年度事業報告について説明

会 長： ただ今の説明に対し、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

藤門委員： 運営費補助の説明があるが、需用費に係る補助金の会計報告ができますか。それとも、個別に資料がありますか。

事務局： 例年、補助金を含んだ決算書を資料として添付していたのですが、分かりづらいというご意見も多く、今回は一般会計の報告を割愛しましたが、会計報告はできます。

また、ほかの隣保館の審議会における議案調査をした結果、運営方針を審議する隣保館がほとんどでしたので会計報告は省きました。

藤門委員： 予算は事業につきものです。自治会などでも活動報告と決算、事業計画と予算はセットとなっており、分かりやすい。例えば、今回の大規模な改修工事の説明は、補助金等のデータが記載され分かりやすいと思います。

事務局： 29年度の大規模改修工事については、運営費とは、別事業枠で臨時的な経費のため、決算額と補助金の割合を記載いたしました。

ご意見のあった「運営費補助金等」の内訳ですが、全ての経費に対し、補助金が貰える訳ではなく、運営費等補助金として一括清算となります。

補助金額の算出方法は、国・県の「補助金交付要項」により、基準額と負担割合が定めてあります。

需用費に対して個々に計算されている訳ではなく、大枠の中で職員人件費、地域交流事業、生活相談事業、休日開館事業などの対象経費を基に算出しています。補助金額は満額で限度額に達しています。

算出方法は、需用費等へ個別に割り振るやり方ではありません。

藤門委員：たとえば、印刷機が故障して買い替える場合は、補助金の対象になりますか。また、リース契約が終了したら機種変更も対象ですか。

事務局：補助金の対象です。印刷機はリース契約で使用しているので、予算項目は賃貸料となり、補助対象経費に該当します。

事務局：印刷機の経費は補助対象経費に該当しますが、補助金額の算出方法は個々に算出するのではなく、運営費全体の中で対象事業（経費）毎に集計し、補助金を決定しています。補助金は限度額に達しているため、それ以上の補助金は貰えません。

会長：以前は人件費を含めた文化会館予算の一般会計報告もありましたが、人件費を除いて報告すればどうでしょう。

事務局：そうすると、文化会館関係予算の総支出額の中で、補助対象事業が地域交流事業や相談事業などの説明だけとなってしまい、一部記載となり、逆に補助金の流れが分かりにくくなってしまいます。

事務局：それでは、運営費の会計報告として、29年度の運営費等補助金実績報告に添付した決算説明書を皆さまに追加資料として、只今準備し配付します。

会長：それでは、後程、資料の提出がありますので、その資料を見ながらご意見をいただきたいと思えます。

会長：よろしいですか。他に意見はございませんか。

砂川委員：資料1ページ人権啓発活動の説明で、人権啓発ビデオ活用とありますが、昔でいうビデオテープですか、DVDですか。

事務局：最近の購入は、DVDです。以前からある古いものはビデオテープ（VHS）です。

砂川委員：古いVHSビデオはそのままですか。DVDに更新するような考えはありますか。

事務局：昔のVHSビデオについては、対応するために文化会館にVHSビデオデッキを用意しています。

砂川委員：分かりました。

会長：よろしいですか。他にございますか。

副会長：「隣保館」ということばの「いわれ」をお伺いします。また、文化会館と公民館の目的の違いを説明願います。文化会館は、主に人権啓発活動をする会館と理解していますが。

事務局：区分をすると、文化会館は社会福祉施設にあたり、公民館は生涯学習施設になります。隣保館は、地域社会全体の中、差別をなくすことを目的に

した社会福祉活動施設です。国の施策事業、「隣保館設置事業」に基づいて設置・運営されています。

副会長： そうすると、文化会館は守谷市全域を対象とする施設ですね。私は、北守谷地区に設置されているので、この地区の施設と思っていました。

事務局： 文化会館は「厚生労働省」、公民館は「文部科学省」の管轄で、目的が異なります。文化会館は同和問題の解決のため設置された施設です。

高梨委員： 文化会館で、年一回人権研修会が開催されている理由が分かりました。

高梨委員： 隣保館は古河や境にもあるわけですね。

事務局： 結城市・古河市・常総市・五霞町・境町に守谷を入れて県内6館です。当時、国の制度を利用して作るか、作らないかは市町村の判断でした。また隣保館と同様の事業を行って補助金対象となる、広域隣保事業という制度もございます。

山口委員： もともと隣保館というのは、部落差別を無くすための施設だったので。幼稚園のこどもなどを入れて勉強させて、他の地区の子供たちとも仲良くできるようにする、ということが目的だったのです。

松本（実）委員： 全国的に隣保館は設置されています。聞こえは文化会館の方が良いから文化会館という名称を使っているが、隣保館は差別を無くす目的で国の補助金により全国につくられたものです。

山口委員： 私の育った東京でも、昔から隣保館がありました。

会 長： ここは昭和60年開館となっていますが。

松本（実）委員： 地域にもよるけれど、九州や大阪はもっと早くから隣保館などの活動が盛んでした。

会 長： 分かりました。ご意見ありがとうございました。

会 長： 続きまして、先ほどの藤門委員のご質問に関し、資料の提出をお約束していただきましたので、事務局から資料の配布と説明をお願いします。

事務局： 平成29年文化会館度決算書抄本を配布し説明

会 長： ただいま説明がありました。歳入歳出決算書についてご質問、ご意見がありますか。

藤門委員： 限度額があることは、分かりました。補助対象項目などの解説が入っていれば分かり易かったと思います。

会 長： 事務局はさらに検討してください。皆さん以上でよろしいですか。そのほかに意見がありましたらお願いします。

会 長： 意見が無ければ、議題（2）報告事項第1号平成29年度事業報告について原案通り承認してよろしいですか。

委員一同： 承認します。

（3）協議事項 第1号 平成30年度事業内容について

会 長： 次に、議題（3）協議事項 第1号平成30年度事業内容について事務

局から説明願います。

事務局： 協議事項 第1号 平成30年度事業内容について説明

会 長： ただ今の説明に対し、ご意見、ご質問がありましたら願います。

ご意見、ご質問がないようでしたら、協議事項第1号平成30年度事業内容について原案通り承認してよろしいですか。

委員一同： 承認します。

会 長： それでは、承認とします。

協議事項 第2号 平成31年度事業計画（案）について

会 長： 続きまして、協議事項第2号の平成31年度事業計画（案）について事務局から説明願います。

事務局： 協議事項 第2号 平成31年度事業計画（案）について説明

会 長： ただ今の説明に対し、ご意見、ご質問がありましたら願います。

会 長： ご意見、ご質問がないようでしたら、協議事項第2号平成31年度事業計画（案）について原案通り承認してよろしいですか。

委員一同： 承認します。

会 長： それでは、承認とします。

（4）その他について

会 長： 続きまして、議題（4）その他について事務局から説明願います。

事務局： その他については、特にありません。

閉 会

会 長： 以上で全ての審議を終了したいと思います。ご意見、ご協力ありがとうございました。

事務局： 以上をもちまして、第1回守谷市文化会館運営審議会を閉会とします。